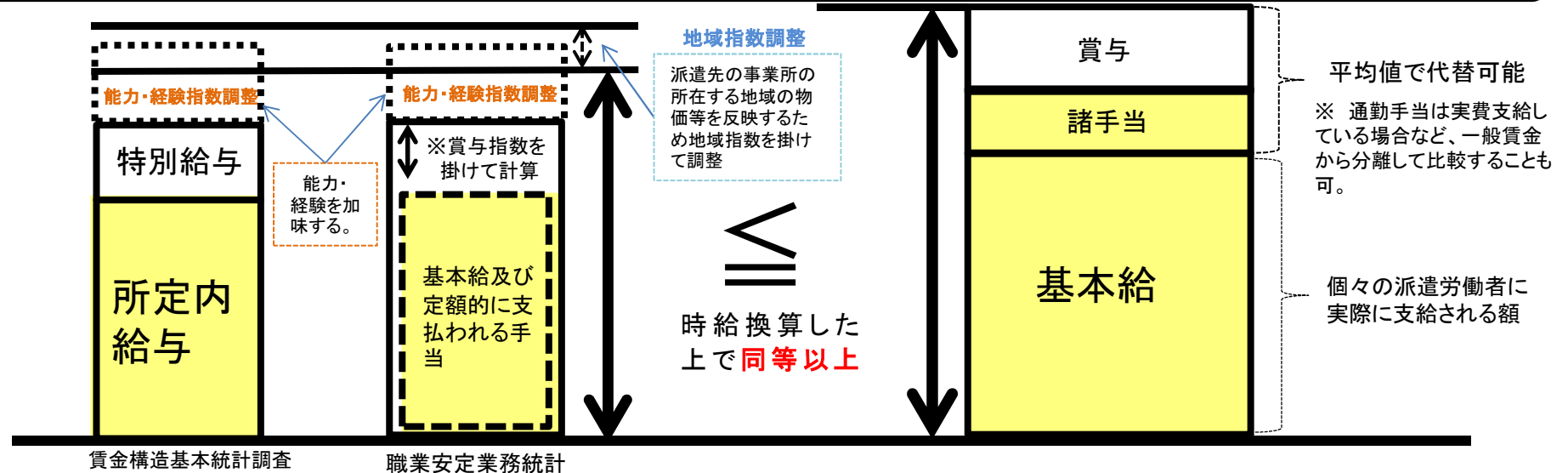


同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及びそれと比較する派遣労働者の賃金(案)

1. 局長通達で示す統計(賃金構造基本統計調査及び職業安定業務統計)を用いる場合

- ・職種別の賃金統計を把握できる政府統計として、賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計(職業大分類、中分類及び小分類)を用いる
- ・同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準は職種別の一覧表と能力・経験調整指数、地域指数(都道府県別及びHW別)を毎年、政府が公表(時給ベース)
- ・対応する個々の派遣労働者の賃金を時給換算した上で同等以上か確認



同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準(職種別)

個々の派遣労働者の賃金

- ※ 同種の業務に従事する一般労働者とは、同じ職種、同じ地域、同程度の能力・経験の無期雇用かつフルタイムの労働者
- ※ 賃金構造基本統計調査の勤続0年には中途採用者も含まれるため、学歴計の初任給との差(12%)を調整。職業安定業務統計は下限求人賃金の平均値を使用
- ※ 職業安定業務統計では特別給与額が分からないので、賃金構造基本統計調査から計算した賞与指数を掛けることで特別給与込みの給与を計算
- ※ 労使協定には同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準及び派遣労働者の賃金の両方の数字を明示することとする
- ※ 退職金は国が示した各種統計調査の中から実際に比較するものを選択し比較(選択肢1)、又は、退職金分(6%)を同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準に上乘せして比較(選択肢2)又は、中小企業退職金共済等に加入(選択肢3)

2. 局長通達で示す統計以外を用いる場合

- 賃構等で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合などに以下のいずれかの条件を満たせば局長通達で示す統計以外を用いることが可能
- ・ 公的統計(国又は地方公共団体が作成)であること
 - ・ 集計項目ごとに実標本数を一定数以上確保するよう標本設計した上で無作為抽出で調査を実施する場合

選択肢1～3のいずれかを労使の話合いで選択することが考えられる。

選択肢1 退職手当の導入割合、最低勤続年数及び支給月数の相場について、国が各種調査結果を示し、その中のいずれかを選択し、それと退職手当制度を比較

対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

(1)退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達に定める「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の中で最も回答割合が高かったもの(会社都合及び自己都合とともに3年)

(2)退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年)の支給月数

退職事由に応じて、通達に定める「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大卒自己都合、大卒会社都合のそれぞれの勤続年数別の支給月数に退職制度導入割合(69.8%)を掛けたもの。

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
自己都合	0.8	1.3	2.9	5.0	7.2	10.1	12.4	14.0
会社都合	1.2	1.8	3.8	6.2	8.7	11.6	14.1	15.7

以下の退職金テーブル(例)をもつ派遣会社の退職手当制度は上記のテーブルの平均支給月数を上回っているので「同等以上」

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
自己都合	1.0	3.0	7.0	10.0	15.0
会社都合	2.0	5.0	9.0	12.0	17.0

選択肢2 派遣労働者の退職手当相当にかかる費用について時給換算し、派遣労働者の賃金に加算。同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準に退職費用分(6%)を上乗せ。その上で両者を比較

- 退職手当相当にかかる費用については、厚生労働省「平成28年就労条件総合調査」より、退職給付等の費用は18,834円。
- 就労条件総合調査の現金給与額には、超過勤務手当も含まれていることから、平成28年賃金構造基本統計調査を使い超過勤務手当分を調整した現金給与額に占める比率は6%

選択肢3 派遣労働者が中小企業退職金共済制度(確定給付企業年金や確定拠出年金等の掛金も含む)に(給与の6%以上で)加入している場合は、退職手当については同種の業務に従事する一般労働者と同等以上であるとする

※ 以下の賃金テーブル等はいずれも仮想のものである。

職務給のケース（イメージ）

【派遣会社の賃金テーブル】

職種	等級	職務内容	基本給額（賞与額）
プログラマー	Aランク	上級プログラム開発（AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	時給 1600 円(賞与 320 円)
	Bランク	中級プログラム開発（Web アプリ作成等の中程度の難易度の開発）	時給 1250 円(賞与 250 円)
	Cランク	初級プログラム開発（Excel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	時給 1000 円(賞与 200 円)

合計 1920 円
合計 1500 円
合計 1200 円

※基本給額は諸手当込み ※賞与額は標準労働者に支給される額（時給換算）※退職手当は別途記載 ※通勤手当は分離して比較

【同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額】

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
プログラマー	1,064 円	1,237 円	1,329 円	1,410 円	1,497 円	1,729 円	2,145 円

（資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づき職業安定局長通達で示された額に同通達で示された地域指数（北海道 91.7）をかけたもの）

【法定要件の確認】

- 職務のランクごとに派遣労働者の賃金が（世間一般的にみて）同種の業務に従事する一般労働者の何年目に相当するかの対応関係が労使協定で定められるため（例の場合は、Bランクは3年、Aランクは10年）職務のランクごとに対応する同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額と比較

【労使協定どおりの運用がなされているかの確認】

- 例：Bランクの職務に従事している派遣労働者がBランクに定められた額以上の賃金になっていることを確認

労使協定方式の実務の流れ(年間スケジュール)(案)

○ 局長通知の比較対象となる賃金額が改定された後、労使協定等の見直しには、一定の期間が必要であり、「局長通知の発出」から「改定後の賃金額の適用」までに一定の期間を確保することが必要。

局長通知の適用日を公表日の翌年4月1日とする <統計:年度単位の公表>

